



5月26日に戸籍法が改正され、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載する予定の氏名のフリガナが通知されます。それに乗じた詐欺に注意してください。

例えば。。。

RRR



こちらは〇〇市役所です。フリガナの届出に手数料が必要です。〇万円を振り込んでください。

フリガナの届出をしないと罰金を払わないといけない。通知したフリガナが誤っていれば、手数料が必要です。

全て詐欺です！

逢見だより

刈谷警察署
地域課発行
0566
22-0110

回 覧



対策

フリガナの届出で法務省や市区町村は金銭を支払うように要求することはありません

1 届出に手数料はかかりません

通知されたフリガナが誤っている場合は必ず届け出る必要がありますが、手数料はかかりません

2 届出しなくても罰則はありません

届出をしなくても、通知された氏名のフリガナがそのまま戸籍に記載されます

※不審に思ったら、最寄りの警察署、各市区町村窓口等に相談してください。



富士松駅前交番犯罪認知状況

令和7年5月の刑法犯認知件数
5件 (前年件数6件)

主な犯罪認知件数

オートバイ盗1件 自転車盗3件

※件数は刈谷警察署独自の手集計であり、公表値とは異なる場合があります。

自転車の鍵かけを
忘れずに！！

